

# 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表

## （2026年5月6日改定）

掲載日 2026年2月4日

### ■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p><b>2 利用の申込み等</b></p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>① 一般口座（振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（以下「総合口座」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の加入者 テレホンサービス（照会サービスに限ります。）及びダイレクトサービス（担保定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、自動払込みの利用申込みサービス、投資信託取引、国債の取扱い、無通帳型総合口座への切替及び第5条第7項②から⑤までの取扱いを除きます。） ②～③（略） (2)～(9)（略）</p>	<p><b>2 利用の申込み等</b></p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>① 一般口座（振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（以下「総合口座」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の加入者 テレホンサービス（照会サービスに限ります。）及びダイレクトサービス（担保定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、自動払込みの利用申込みサービス、投資信託取引、国債の取扱い、無通帳型総合口座への切替及び第5条第8項②から⑤までの取扱いを除きます。） ②～③（同左） (2)～(9)（同左）</p>
<p><b>5 送金限度額等の設定等</b></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける1日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（スマートフォンアプリ利用規定第17条（ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス）第1項に規定するゆうちょ通帳アプリペイジーサービスをいいます。以下同じとします。）に係る1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み並びにダイレクトサービスにおけるゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含みません。</p> <p>(2) 前項の送金限度額の設定をしていない利用者については、当行所定の送金限度額とする届出があったものとして取り扱います。</p> <p>(3) 第1項の送金限度額の上限は、当行が別に定めるものとし、利用者に通知することなく変更することができます。</p> <p>(4) 第1項及び第2項にかかわらず、当行は利用者に通知することにより、設定又は届出があった送金限度額を変更することができるものとします。なお、当該通知は、電子メールアドレス（次条第3項②により登録又は第25条第2項により変更されたものをいいます。以下同じとします。）に送信すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(5) 前項の場合において、当行が郵送による通知を必要と認めるときは、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(6) 利用者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により本支店等に提出することにより、第1項の送金限度額を変更することができます。ただし、送金限度額を増額す</p>	<p><b>5 送金限度額等の設定等</b></p> <p><u>(1) テレホンサービスの1日当たりの送金限度額は、当行所定の金額とし、利用者に通知することなく変更することができます。</u></p> <p><u>(2) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける1日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（スマートフォンアプリ利用規定第17条（ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス）第1項に規定するゆうちょ通帳アプリペイジーサービスをいいます。以下同じとします。）に係る1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み並びにダイレクトサービスにおけるゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含みません。</u></p> <p><u>(3) 前項の送金限度額の設定をしていない利用者については、当行所定の送金限度額とする届出があったものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(4) 第2項の送金限度額の上限は、当行が別に定めるものとし、利用者に通知することなく変更することができます。</u></p> <p><u>(5) 第2項及び第3項にかかわらず、当行は利用者に通知することにより、設定又は届出があった送金限度額を変更することができるものとします。なお、当該通知は、電子メールアドレス（次条第3項②により登録又は第25条第2項により変更されたものをいいます。以下同じとします。）に送信すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>(6) 前項の場合において、当行が郵送による通知を必要と認めるときは、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>(7) 利用者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により本支店等に提出することにより、第2項の送金限度額を変更することができます。ただし、送金限度額を増額す</u></p>

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 (2026年5月6日改定)

現 行	改定後
<p>る変更については、当行が認めた場合に限ります。また、当行が送金限度額を増額する変更を認める場合であっても、当行が指定する金額を変更後の送金限度額とする場合があります。</p> <p>(7) 利用者は、ダイレクトサービスにおいて、当行所定の操作手順に従つて利用口座ごとに次の取扱いの請求をすることができます。ただし、⑥の請求が可能な口座は当行所定のものに限ります。</p> <p>① <u>第1項</u>の送金限度額の変更 ②～⑥（略）</p> <p>(8) <u>第1項</u>及び前項①の送金限度額、前項②の払戻金額並びに前項③の払戻回数は、当行所定の金額及び回数の範囲内で設定してください。</p> <p>(9) ダイレクトサービスにおいて、<u>第7項</u>の請求をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従つて、必要事項を入力のうえ送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(10) 前項において利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により<u>第7項</u>の取扱いの請求電文を当行に送信してください。</p> <p>(11) <u>第7項</u>の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより請求の内容を確認した時に成立するものとします。ただし、送金限度額を増額する変更は、当行が認めた場合に限るものとし、当行所定の期間が経過するまでは変更前の送金限度額が適用されるものとします。</p> <p>(12) 前項の請求の成否に関する結果は、当行所定の方法により利用者あてに通知します。ただし、利用者が当該結果を確認できなかった場合は、当行所定の方法により当行に確認してください。</p>	<p>る変更については、当行が認めた場合に限ります。また、当行が送金限度額を増額する変更を認める場合であっても、当行が指定する金額を変更後の送金限度額とする場合があります。</p> <p>(8) 利用者は、ダイレクトサービスにおいて、当行所定の操作手順に従つて利用口座ごとに次の取扱いの請求をすることができます。ただし、⑥の請求が可能な口座は当行所定のものに限ります。</p> <p>① <u>第2項</u>の送金限度額の変更 ②～⑥（同左）</p> <p>(9) <u>第2項</u>及び前項①の送金限度額、前項②の払戻金額並びに前項③の払戻回数は、当行所定の金額及び回数の範囲内で設定してください。</p> <p>(10) ダイレクトサービスにおいて、<u>第8項</u>の請求をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従つて、必要事項を入力のうえ送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(11) 前項において利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により<u>第8項</u>の取扱いの請求電文を当行に送信してください。</p> <p>(12) <u>第8項</u>の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより請求の内容を確認した時に成立するものとします。ただし、送金限度額を増額する変更は、当行が認めた場合に限るものとし、当行所定の期間が経過するまでは変更前の送金限度額が適用されるものとします。</p> <p>(13) 前項の請求の成否に関する結果は、当行所定の方法により利用者あてに通知します。ただし、利用者が当該結果を確認できなかった場合は、当行所定の方法により当行に確認してください。</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2026年3月16日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2026年5月6日</u>から実施します。</p>

### ■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第23条（送金限度額）</p> <p>1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（以下本章においてこれらを総称して「通常払込み等」といいます。）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）<u>第1項</u>の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける通常払込み等に係る1日の送金額とダイレクトサービスにおける1日の送金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含みません。</p> <p>2（略）</p>	<p>第23条（送金限度額）</p> <p>1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（以下本章においてこれらを総称して「通常払込み等」といいます。）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）<u>第2項</u>の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける通常払込み等に係る1日の送金額とダイレクトサービスにおける1日の送金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含みません。</p> <p>2（同左）</p>
<p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）<u>第4項</u>にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）<u>第7項</u>①に</p>	<p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1～4（同左）</p> <p>5 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）<u>第5項</u>にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）<u>第8項</u>①に</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
(2026年5月6日改定)

現 行	改定後
規定する送金限度額の変更 ② 第22条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等） <u>第7項</u> ⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更 ③～⑧（略） 6～17（略）	規定する送金限度額の変更 ② 第22条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等） <u>第8項</u> ⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更 ③～⑧（同左） 6～17（同左）

以 上